

将来像を実現するためのまちづくりの目標

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

①施策No.	②施策	③現状と課題	④単位No.	⑤次期 単位施策	⑥次期基本計画単位施策(施策の展開)	⑦市民の参画	⑧関連施策	⑨指標項目
5-1	医療	<p>①二次救急医療を担う県立病院をはじめこの地域の医師不足は深刻であり、加えて、一次救急医療を担う診療所、医院、クリニックの医師も高齢化している。このような中、限られた医療資源を有効に活用していくことが大きな課題であり、そのためには、利用者である市民が医療機関の役割を理解し、症状による適切な受診行動が必要です。</p> <p>②高齢化率も高い状況にあり、医師をはじめ限られた医療従事者のなか、今後ますます増加が予想される医療的ケアが必要な要介護高齢者に対する対応が求められています。</p> <p>③医師不足を解消するため医師の確保は最大の課題であり、今後も継続して取り組む必要がある。加えて、要介護高齢者への対応として看護師などの医療技術職の確保が課題であり、その確保及び育成を行っていく必要があります。</p>	5-1-1	地域医療体制の充実	<p>①医師会、歯科医師会、薬剤師会や県などの関係機関・団体、医療機関等及び保健・福祉・介護サービス機関との連携強化を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。</p> <p>②医療機関の適正受診について市民への意識啓発を図ります。</p> <p>③医師会をはじめとする関係機関との協力により、医療機関相互の機能分担や相互連携を促進します。</p> <p>④市が指定する医療機関に将来従事しようとする医学部学生に修学資金の貸付を行い、医師の養成確保を図ります。</p> <p>⑤医療技術者の養成及び人材の確保を図るため短期・中期・長期的対策について、医師会など関係機関と連携して進めてまいります。また、今後の医療職分野の需要増大を見込み、小中学生の教育段階からの職種の啓発を図ります。</p>	<p>・かかりつけ医を有効に活用して、適切な受診を心がけましょう。</p> <p>・市民フォーラムや県立病院などが行う懇談会などへ参加し、利用者と医師などの医療従事者が対話を通じて相互理解を深め合い、地域医療を守り育てましょう。</p>	-	医師修学資金貸付(人)
		<p>④休日・夜間の救急医療を確保するため、医師会等の関係機関の協力を得て、休日当番医制による診療や夜間救急当番医制が実施されているとともに、重症患者(二次)の救急医療に対応するため病院が協力し輪番制による診療が実施されています。</p> <p>⑤夜間に安易に救急を利用する、いわゆる「コンビニ受診」などにより増加する救急患者の受入により医師の疲弊が問題となっています。</p> <p>⑥限られた医療資源を有効に活用していくことが大きな課題であり、そのためには、利用者である市民が医療機関の役割を理解し、症状による適切な受診行動が必要となっています。</p>	5-1-2	救急体制の充実医療体制の充実	<p>①医師会をはじめとする関係機関・団体との連携を一層強化し、休日、夜間を含めた救急医療体制の充実に努めます。</p> <p>②医療機関の適正受診について市民への意識啓発を図ります。</p>	<p>・救急車を正しく利用しましょう。</p> <p>・症状に応じた適切な受診を心がけましょう。</p> <p>・休日・夜間当番医を有効に活用しましょう。</p>	-	-
		<p>⑦病院・診療所においては、各サービスが適切に提供されるとともに、健全な経営に努めている。一方、診療所の医師については、その体制及び地理的条件から病院との連携が必要であり、今後、具体的な方法を含み検討を行う必要がある。</p> <p>⑧「地域包括ケアシステム」の構築を進めていく中で関係機関が円滑に連携した継続的な医療・介護の提供体制の確保が求められており、これまでの取り組みにより構築された「顔の見える関係」を土台とし、医療や介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療と介護が連携して切れ目のないサービスを受けられる仕組みが必要である。</p> <p>⑨国においては、医療介護総合確保推進法を制定し、今後、高齢者人口がピークを迎える平成37年までに「地域包括ケアシステム」の構築を進めていく中で、入院医療機関と在宅医療及び介護等に係る機関が円滑に連携した継続的な医療・介護の提供体制の確保が求められている。</p>	5-1-3	病院及び診療所の運営	<p>①地域包括医療体制の強化充実のため、保健・福祉・介護分野との連携を図り、各サービスが適切に提供できるよう病院・診療所を運営するとともに、健全な経営に努めます。また、病院と診療所のさらなる連携について検討してまいります。</p> <p>②病院事業においては、構成する各事業の一体的運営に努め切れ目のないサービスの提供や住民参加型の推進により、安定した経営と新しい地域医療の探求に取り組めます。</p>	<p>・地域医療市民フォーラム、藤沢病院が行う地域ナイトスクールや県立病院・診療所等が行う意見交換会などへ参加し、地域医療の現状、利用者と医師をはじめとする医療従事者が対話を通じて相互に理解を深めましょう。</p>	-	-
5-2	地域福祉	<p>①福祉サービスの提供に当たっては、利用者が安心して利用でき、利用者の人権が配慮されることが求められます。利用者への十分な情報提供を行うとともに、福祉サービスや施設等におけるサービス利用の促進と定着を図るための支援が必要です。</p> <p>②高齢化の進行により、高齢者の所在不明や孤立死等の問題が発生しており、地域の様々な見守りが必要となっています。</p> <p>③認知症高齢者の増加から、判断能力が不十分となった場合でも本人を保護し権利が守られるように支援する必要があります。</p> <p>④生活保護制度は、さまざまな事情で生活に困窮している経済的な弱者であり、その人たちに対して最低限度の生活を保障する制度であるとともに、自立を支援していくことを目的としています。全国的に被保護世帯は、今日の社会経済情勢を反映して増加傾向にあり、中でも高齢者の占める割合が高く、特に一人暮らし高齢者が増加しています。被保護世帯の安定した暮らしを実現するためには、保護の適正実施とともに、自立を促すための就業の場の確保が重要です。</p>	5-2-1	地域福祉を支えるネットワークづくり	<p>①地域の福祉課題や市民のニーズを速やかに把握するための相談体制を充実し、民間事業者・福祉NPO等の連携により福祉サービスの適切な提供に努めます。</p> <p>②民生・児童委員、社会福祉協議会、市民や企業などとの連携により、高齢者の見守を進めます。</p> <p>③成年後見制度や各種福祉サービス等の利用に際し、制度利用がスムーズに行われるよう必要な援助を行うとともに、地域で安心して自立した生活が継続できる条件整備を進めます。</p> <p>④要保護世帯やひとり親家庭個々の実情に即した指導・援助が行われるように、関係機関との連携のもと、相談業務を拡充するとともに、各種制度や諸施策の活用を図りながら、就労の促進、技術の習得など、自立への支援に努めます。</p>	<p>・市民みんなが助け合いの心を持って、お互いに支え合いながら生きていく幸せな社会づくりに努めましょう。</p>	-	-

将来像を実現するためのまちづくりの目標

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

①施策No.	②施策	③現状と課題	④単位No.	⑤次期 単位施策	⑥次期基本計画単位施策(施策の展開)	⑦市民の参画	⑧関連施策	⑨指標項目
		<p>⑤福祉は特定の人が受けるサービスではなく、市民一人ひとりが福祉の担い手であるといった意識の醸成が必要です。</p> <p>⑥高齢者や障がいを持った人など、誰もが住みなれた地域で安心して住み続けていくためには、地域での支え合が重要です。そのためにも地域、行政、福祉事業者が連携し、協働による地域福祉を推進していくことが必要です。</p>	5-2-2	地域福祉活動への市民参加の促進	<p>①市民の福祉に対する理解と関心を高めるため、福祉教育の推進し幅広い福祉に関する学習機会を提供します。</p> <p>②地域福祉の担い手となる市民ボランティアの登録制度の周知・啓発に努め、福祉マンパワーの確保を図ります。</p> <p>③民生委員児童委員協議会、地区福祉活動推進協議会等の地域福祉団体の連携を推進するとともに、ボランティアグループ、福祉NPO等の育成・支援に努め、地域住民参加のもとで展開される地域福祉活動の育成・支援を促進します。</p>	・市民ボランティアへの登録や福祉NPO活動への参加など、地域の福祉活動に参加しましょう。	-	<p>市民ボランティア登録者数</p> <p>ふれあいサロン数</p>
		<p>⑦地域での人間関係の希薄化が進んでおり地域住民が相互に助け合うシステムや環境を構築することが必要です。そのためにも住民組織やボランティア、福祉NPO等を育成・支援し地域福祉の展開を図ることが必要となっています。</p> <p>⑧高齢者や障がい者が在宅で安心して生活出来るため住宅改修に対して支援が必要です。</p>	5-2-3	暮らしやすい環境づくり	<p>①お年寄りや障がいのある人をはじめ誰もが地域活動に参加できるよう、共に参加する意識の醸成を行ないます。</p> <p>②各家庭における住宅改修への支援と相談体制の充実を図るなど、安心して暮らせる環境づくりを推進します。</p>	・キャップハンディ体験や障がいのある人との交流、福祉学習に参加し、福祉のまちづくりに心がけましょう。	-	-
5-3	高齢者福祉	<p>①介護予防は状態が悪くなる前の元気なうちから取り組む必要があるため、普及啓発事業を継続し、介護予防への関心を高める必要があります。</p> <p>②より魅力ある事業内容を検討するとともに、住民主体の通いの場の充実や、介護予防教室の開催会場を工夫するなど、より気軽に参加できる環境整備が必要となります。</p>	5-3-1	介護予防の推進	<p>①介護予防事業は、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から、年齢や心身の取組等によって分け隔てることなく、住民主体で参加しやすい介護予防の取り組みを推進します。</p>			介護予防事業参加者数
		<p>③高齢者がひとり暮らしや要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送ることができるようにするためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを組み合わせて継続的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要となります。</p>	5-3-2	地域包括ケアシステムの構築	<p>①保健・医療・福祉・介護の関係機関・団体との連携のもと、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを組み合わせて継続的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。</p>			
		<p>④高齢者の約8割は介護を必要としない元気な方たちです。元気な高齢者の方たちが生きがいと尊厳を持ち、いつまでも健康に安心して暮らすことが可能となるような社会の実現が求められています。</p>	5-3-3	生涯現役社会づくりの推進	<p>①明るく活力に満ちた高齢社会を築くため、高齢者自身がこれまで培った知識・技能を発揮し、積極的な社会活動への参加と地域社会の中で活躍することができる環境づくりを推進します。元気な高齢者が社会貢献活動に参加することで、自らの生きがいづくりにつなげるとともに、健康の増進を図ります。</p>			

将来像を実現するためのまちづくりの目標

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

①施策No.	②施策	③現状と課題	④単位No.	⑤次期 単位施策	⑥次期基本計画単位施策(施策の展開)	⑦市民の参画	⑧関連施策	⑨指標項目
5-4	障がい者福祉	<p>①重度の障がいを持つ方の生活の利便性を図り、社会活動の参加を促進するために、移動支援の施策の充実が必要となっています。障がいの種別によって割引制度に差が生じていたり、通勤・通学において家族支援の限界から経済的負担が大きくなる、または、就労をあきらめるなど、重度の障がい者にとって移動することが社会参加に対する大きな障壁となっており、移動支援に対する施策の充実が求められています。</p> <p>②障がいのある方が、希望する地域でサービスを利用しながら地域生活を送ることができる環境の整備として、地域の受け入れや障がいに対する理解を深めていくことが必要とされています。特に重度の障がい者や精神障がい者(長期入院者)が、地域で生活できる環境整備や支援員のスキルアップの推進が求められています。</p>	5-4-1	障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域づくりと社会参加の促進	①障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、個々のニーズに応じたサービスとの提供と社会参加を推進します。	障がいのある人が地域で生活し社会に参加することができるよう、お互いに助け合い支え合う地域づくりを進めましょう。		<p>障害福祉サービスの利用者数(人)</p> <p>施設から地域生活への移行者数(人)</p> <p>福祉施設から一般就労への移行者数(人)</p> <p>地域生活支援拠点施設の整備</p>
5-5	健康づくり	<p>①死亡者の死因をみると、生活習慣病と呼ばれる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が全死因の約6割近くを占めています。</p> <p>②現代の厳しい社会環境や複雑な人間関係の中で、精神的なストレスや心の悩みを抱えている人々も少なくない状態となっています。</p> <p>③生涯にわたり健やかで心豊かに生活を送ることは市民共通の願いであり、少子高齢化の進展の中、保健や医療サービスの重要性はますます高まっています。</p> <p>④健康づくりは、市民一人ひとりの自主的な取り組みが基本となるとともに、地域社会全体で個人の健康づくりを支援する環境づくりが重要です。</p>	5-5-1	健康づくり活動の推進	<p>①一人ひとりの生涯にわたる健康づくりを推進するため、早世(65歳未満で亡くなる人)を減らし、健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)の延伸と生活の質の向上に重要と考えられる健康づくり指針に基づいた活動に取り組みます。</p> <p>②生活習慣病は、日々の不健康な生活習慣の積み重ねによるものが大きくできるだけ早い時期からの予防と幼少期からの健康的な生活習慣の習得が重要なことから、各年代の健康実態や課題に応じた取り組みを行います。</p> <p>③地域の実情にあった健康づくり施策の推進を図るため、市民との協働による健康づくりを推進できる体制の整備に努めます。</p>	<p>・健康寿命の延伸と生活の質を向上させるため健康いちのせき21計画の健康づくり指針に基づいた活動を実施しましょう。</p> <p>・地域全体で個人の健康づくりを支援するため、健康づくりを目的とした市民グループに参加して活動の輪を広げましょう。</p> <p>・地域の健康づくりのサポーター活動を広げましょう。</p>		<p>健康教育参加者数(人)・健康相談のべ利用者数(人)</p> <p>65歳未満の生活習慣病による死亡者数(人)</p>
		<p>⑤急速な高齢化が進む中、活力ある市民生活の実現には、市民の健康寿命の延伸を図ることが重要となっています。</p> <p>⑥健康寿命の延伸には、要支援・要介護状態の原因となる生活習慣病や認知症、衰弱、骨折・転倒などを予防するための取り組みが大切です。</p> <p>⑦市民の生活習慣病の発病予防や重症化予防を図り、生活習慣に起因する生活機能の低下や要介護状態を回避するためには、一人ひとりの生活習慣改善の積極的な取り組みを促進し、バランスの取れた食生活や適切な運動習慣の定着を図っていくことなどが今後の課題と考えられます。</p>	5-5-2	保健指導等の充実	<p>①生活習慣病予防等を目的に実施する特定健康診査の受診啓発に取り組みます。</p> <p>②生活習慣の改善を通じた生活習慣病の発病予防や重症化予防を図るため、特定保健指導事業を実施し、バランスの取れた食生活や適切な運動習慣の定着を図ります。</p> <p>③特定健康診査データ等から、健康課題の把握に努めるとともに、一人ひとりの課題に応じた保健指導事業の推進を図ります。</p> <p>④リスクの高い個人に対する保健指導等の働きかけのほか、広く市民全体や地域全体を対象として、気軽に健康づくりができるよう各種健康教室や健康教育事業を開催するとともに、広報やイベントの機会などを通じて市民の健康意識を高める啓発活動を行い、バランスの取れた食生活と運動習慣の定着など健康的な生活習慣の推進を図ります。</p> <p>⑤家庭訪問による保健指導等の取り組みを強化し、生活の実態や地域の健康課題を踏まえた効果的な保健活動の推進に努めます。</p>	<p>・健康寿命の延伸を意識し、積極的に生活習慣の改善などに取り組みしましょう。</p> <p>・バランスの取れた食生活と運動の習慣化を心がけ、生活習慣病の予防等に努めましょう。</p>		<p>運動習慣がない者の割合(%)</p> <p>* 男女別</p>
5-6	防災(治水・治山を含む)	<p>①平成25年の災害対策基本法の一部改正により、避難所等の指定基準が示されにことに伴い、既存の避難所等の調査・分析を行ったうえで新たに避難所の指定を行います。</p> <p>②避難場所については、旧市町村単位で指定します。</p> <p>③市民に避難所を周知するため、指定後には、既存避難所の変更や新設等に伴い避難所標識についての整備を見直す必要があります。</p>	5-6-1	災害を防ぐまちづくり	①避難所・避難場所については、住民が円滑かつ安全に避難できるよう周知徹底するとともに、豪雨災害等の特性を踏まえた安全性の確保、移送手段の確保及び交通孤立時の適切な対応ができるよう努めます。	大きな災害に見舞われた時は、安全な場所に避難しなければなりません。避難所や避難場所、避難ルートについて確認しましょう。		

将来像を実現するためのまちづくりの目標

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

①施策No.	②施策	③現状と課題	④単位No.	⑤次期 単位施策	⑥次期基本計画単位施策(施策の展開)	⑦市民の参画	⑧関連施策	⑨指標項目
		<p>④本市はこれまで、さまざまな災害を受けた歴史があり、今後も東北地方太平洋沖地震の余震をはじめとする地震の発生が懸念されています。</p> <p>⑤今後、災害の発生を未然に防ぐためには、過去の災害記録等をもとに、災害危険箇所の把握を進め、効果的な防災体制を整えていく必要があります。</p> <p>⑥また、万一災害が発生した場合でも、その被害を可能な限り抑えることが重要です。安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画に基づく、防災資機材や避難場所・避難路を整備充実するとともに、消防防災体制の充実と防災・減災対策を強化する必要があります。また、防災訓練等を通じて、市民の防災意識の向上に努めます。</p>	5-6-1	災害(被害)を防ぐまちづくり	<p>①災害発生時の避難所となる学校等の公共施設にあつては、耐震化、耐火性向上事業を重点的に実施し、安全性の確保を図るとともに、避難所の周知と円滑な誘導案内に努めます。</p> <p>②今後も予想される東北地方太平洋沖地震の余震をはじめとする大地震による住宅被害を軽減するため、昭和56年以前に建築された木造戸建て住宅の所有者に対し、耐震診断や耐震改修工事を促します。</p>	耐震診断の実施、家具の転倒防止等の設置及び擁壁・ブロック塀等自宅付近の危険箇所の把握に努め、今後起こりうる災害に備えましょう。	6-1-2 災害に強いまちづくり	木造住宅耐震診断事業実施棟数
		<p>⑦災害の発生を未然に防ぐためには、災害危険箇所の把握を進め、効果的な防災体制を整えていく必要があります。特に、治水対策としては、河川等の計画的な整備と併せ、橋梁や排水機場の整備・改修などを関係機関に要請していく必要があります。</p>	5-6-1	災害(被害)を防ぐまちづくり	<p>①急傾斜地の土砂崩れや地すべり、河川や傾斜地における土石流など土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域や危険箇所等を的確に把握しながら、土砂災害ハザードマップ等を作成し、防災意識の向上を図り、災害予防と被害の軽減に対する対策を推進するとともに、定期的なパトロールを行うなど、被害の未然防止に努めます。</p> <p>②頻りに浸水被害が発生している地域については、中小河川及び排水路の計画的な改修整備や、農業用取排水施設管理者との連携を図り、増水時の排水対策に努めます。</p>	災害危険箇所等の通報や治水事業等への実施協力。土砂災害ハザードマップの共同作成。		
		<p>⑧広域応援体制の確立を図るため、関係機関と締結している広域応援協定等に基づく広域応援要請、その他の訓練の実施が必要となってきます。</p> <p>⑨市が発信する情報に限らず、住民が自ら情報収集し、地域で連携して早期に行動を起こすような意識の向上を図っていく必要があります。</p> <p>⑩栗駒山の火山災害についての取組みは、登山者の安全確保及び火山の異常現象等を早期に把握するため、平成18年度から火山ガスやその他の火山現象について、現地調査観測を実施しています。今後も関係機関と連携を図りながら観測体制を強化していくことが必要となってきます。</p>	5-6-2	災害に強いまちづくり	<p>①大規模な災害時に迅速に対応するため、関係機関や相互応援自治体との連携強化を図ります。</p> <p>②市全体の危機管理に係る研修や訓練を実施し、危機管理体制の充実強化に努めます。</p> <p>③市民に対し迅速かつ確実に情報が伝わるよう、複数の情報手段の構築に努め、住民自らが情報収集し、地域で連携して早期に行動を起こすよう講習会等を通じ普及啓発に努めます。</p> <p>④栗駒山の火山対策として、関係機関と連携して推進します。</p>	訓練や講習会に参加し、災害に対する知識を深めていくと同時に、地域ぐるみの情報伝達、避難といった防災体制を確立し、地域全体で支えあいましょう。	6-1-2 災害に強いまちづくり	
		<p>⑪保存用非常食や保存用飲料水など、保存年限に応じた定期的な入れ替えと活用方法について検討する必要があります。(保存年限が迫っているものがあります。)</p> <p>⑫防災マップについては、内容の変更や亡失、物理的劣化等が考えられるため、数年に1度の更新、配布が必要です。また、本市に在住する外国人やILCへの対応のため、外国語版が必要です。</p> <p>⑬東日本大震災から年月が経つにつれ、訓練等の実施率が下降しているため、大震災等の経験や教訓が忘れられることがないように、引き続き防災講演会やセミナーを通じ災害に対する意識啓発に取り組む必要があります。</p>	5-6-2	災害に強いまちづくり	<p>①備蓄については「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に、応急的に必要な非常食・飲料水等の備蓄と防災資器材の整備に努めます。</p> <p>②ハザードマップの公表や防災訓練の推進に取組み、市民の防災意識の高揚を図るとともに、円滑な実践行動につなげます。</p> <p>③自助・共助を基本とし、地域や自主防災組織の環境づくりに努めます。</p>	家庭では、災害に備え、十分な食料の備蓄や災害時の行動について話し合っておきましょう。また、地域の要配慮者の避難に協力したり、地域の方々と防災活動を行うなど、周りの人たちと助け合いましょう。	6-1-2 災害に強いまちづくり	
			5-6-2	災害に強いまちづくり	<p>①大規模な災害時に迅速に対応するため、関係機関や相互応援自治体との連携強化を図る。</p> <p>②一関市、平泉町及び建築士会で結んでいる災害協定を基本とし、応急危険度判定等に用いる資機材の整備、災害後の協力体制を整える。</p>	木造住宅の耐震性の向上を図りましょう。	6-1-2 災害に強いまちづくり	

将来像を実現するためのまちづくりの目標

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

①施策No.	②施策	③現状と課題	④単位No.	⑤次期 単位施策	⑥次期基本計画単位施策(施策の展開)	⑦市民の参画	⑧関連施策	⑨指標項目
		⑭住民が自ら情報を収集し、地域で連携して早期に活動を起こすような意識改革を起こすような意識の向上を図っていく必要があります。	5-6-2	災害に強いまちづくり	①防災行政情報システムのほかFMあすも、防災メール等を活用し、住民自らが情報収集し、地域で連携し早期に行動を起こすよう普及啓発に努めます。	防災メールを登録し、普段からFMあすもを活用しましょう。		
		⑮聴取調査を平成26年度に行ったが、放送を聞いていると回答した世帯が54%と半数をやや超えた程度である。	5-6-2	災害に強いまちづくり	①コミュニティFM放送を活用し、災害情報の迅速かつ的確な提供に努めます。		2-4 地域情報化	コミュニティFM放送を聞いている世帯数
		⑯災害に強いまちづくりと安全で安心な市民生活の実現に向け、毎年度地域防災計画の見直しを行い、防災対策を進め、その実効性を高めるための訓練を継続して実施していくことが大切です。	5-6-3	地域防災活動の充実	①市民の生命・身体・財産を保護するため、関係機関と密接な連携を図りながら、地域防災計画の見直しを図り、その計画に基づいた円滑な防災対策の実施に努めます。	防災訓練や防災活動に参加するとともに、食料や生活必需品等を備蓄し災害に備えましょう。	6-1-2 災害に強いまちづくり	
		⑰地域防災力向上のため、今後も災害に関する知識・技能を有する人材を育成することは重要です。 ⑱市民に対して、様々な媒体により防災知識を普及・啓発することで、自助・共助の精神を養います。	5-6-3	地域防災活動の充実	①市民の地域防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の結成の促進と訓練の充実、防災リーダーの育成強化に努めます。 ②市民に対して、自分で行う災害に対する備えや災害発生時の基本行動など、必要な防災知識の普及啓発に努めます。	市や、地域の自主防災組織が行う研修や訓練に積極的に参加し、共に地域防災力の強化に努めましょう。	6-1-2 災害に強いまちづくり	
5-7	消防・救急・救助	①火災に備える体制を整えるため、地域における消防拠点施設の整備、火災の態様に応じた消防車両や資機材の更新、消防水利の確保等に努め、消防力の強化を図ることが必要です。	5-7-1	消防力の強化	①複雑多様化する火災等の災害に対応できるよう、消防車両、消防資機材を計画的に整備します。 ②消防屯所等地域における消防活動拠点施設の整備を進めます。 ③消火栓や防火水槽など、消防水利の計画的な整備を進めます。 ④複雑多様化する災害に対応するため、消防団員等の確保と育成強化を図ります。	消火栓、防火水槽などの消防水利や消防施設が緊急時に確実に使用できるように協力しましょう。		
		②本市の平成17年から平成26年までの過去10年間の火災発生状況の平均値は、火災件数61件、焼損棟数66棟、死傷者16人となっており、ほぼ横ばいとなっています。 ③近年の火災は、社会構造の変化により複雑多様化しており、さらに、今後、高齢化率が高くなっていくことから、市民の生命・財産を火災から守ることがますます重要となります。 ④火災は予防が基本であることから、市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識等の普及啓発を図る必要があり、そのため、自主的な防火組織の育成が必要です。	5-7-2	予防体制の強化	①市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識等の普及啓発を図ります。 ②市民の生命・財産を火災等から守るため、消防団、婦人消防協力隊及び自主防災組織等と連携を図りながら火災予防に努めます。 ③高齢者を火災から守るため、民生委員やホームヘルパー等の協力を得ながら、高齢者等を対象とした防火指導を図ります。 ④住宅火災による死傷者を防止するため、住宅用火災警報器の設置促進及び住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進など、住宅防火対策の推進を図ります。	①防火知識を高め、普段から防火に心がけましょう。 ②自主的な防火組織の活動に参加協力するなど、火災予防に取り組みましょう。		

将来像を実現するためのまちづくりの目標

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

①施策No.	②施策	③現状と課題	④単位No.	⑤次期 単位施策	⑥次期基本計画単位施策(施策の展開)	⑦市民の参画	⑧関連施策	⑨指標項目
		<p>⑤社会構造の変化で高齢化社会による救急需要の増加が見込まれることから、救急活動をより効果的なものとし市民の命を守るためには、継続的な救急業務の高度化に取り組み、医療機関との連携を一層強化しなくてはなりません。また、救急車が到着するまでの間の応急処置が非常に重要であることから、応急手当に対する住民の意識を高め、普通救命講習や自動体外式除細動器(AED)を活用した適切な処置の普及を図ることが必要です。</p> <p>⑥継続的な救急業務の高度化には、救急隊員の継続的な教育訓練と、高規格救急車及び高度救命処置用資機材の更新整備を推進し、救急体制を充実させる必要があります。</p>	5-7-3	救急体制の充実	<p>①メディカルコントロール体制(医師による指導、助言及び教育体制)を基とした、救急医療機関との密接な連携により、救急業務の高度化に努めます。</p> <p>②救急救命士及び救急隊員の計画的な育成と教育訓練の実施を推進するとともに、高度救命処置を適切に提供するため、高度救命処置用資機材や高規格救急自動車等の計画的な整備を進めます。</p> <p>③救命率を向上させるためには、バイスタンダー(発見者などその場に居合わせた人)による応急処置が重要なことから、応急手当に関する啓発活動に取り組むとともに、普通救命講習や自動体外式除細動器(AED)を活用した救命技術や知識の普及啓発に努めます。</p>	<p>応急手当の方法や自動体外式除細動器(AED)の使用手法など、救命処置を身につけるようにしましょう。</p>		普通救命講習終了者数
		<p>⑦近年、異常気象に伴う大規模な自然災害(豪雨・土砂災害等)が頻発しており、これらの災害で、二次災害の危険性が高い中での、長時間に及ぶ困難な救助活動が強いられる災害現場に対処して行くために救助活動に必要な車両や資機材の充実、隊員の育成を推進し、救助体制の充実を目指します。</p>	5-7-4 ※	救助体制の充実	<p>①救助要員の充実強化…専門的な知識や高度な救助技術を習得し、隊員の計画的な教育訓練を実施します。</p> <p>②救助資器材の更新整備…救助資器材を計画的に更新整備し、複雑・多様化する事案に対処します。</p> <p>③緊急消防援助隊登録隊員の訓練教育…登録隊員による合同訓練を実施し、隊員の育成強化を図ります。</p> <p>④消防救助技術訓練の強化…災害現場で優先される人命救助活動を迅速かつ確実に行えるよう、救助技術向上を目的とした訓練の実施します。</p> <p>⑤緊急消防援助隊の受援・応援体制の整備及び救助資器材の計画的な整備を図ります。</p>			
8-1	防犯・交通安全	<p>①防犯については、明るく住みよい地域社会の実現に向けて、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、防犯意識を普及するための啓発活動や地域安全運動を積極的に推進し、各種犯罪の防止に努めていくことが必要です。</p> <p>②近年高齢者の被害が急増している特殊詐欺被害や、女性や子どもへの声かけ事案を未然に防ぐための啓発・見守り活動が必要です。</p> <p>③防犯及び交通安全対策については、行政だけでなく防犯協会、交通安全協会、交通安全母の会等住民組織による活動を助長しながら、市民ぐるみの体制づくりが必要です。</p>	5-8-1	防犯体制の整備	<p>①市民の防犯に対する意識の高揚を図るとともに、防犯体制の強化と地域ぐるみによる防犯活動の展開を進めながら、犯罪のない、安全なまちづくりを目指します。</p> <p>②市民一人ひとりの防犯意識を高めながら、市民ぐるみの防犯活動を推進します。</p> <p>③警察署や防犯協会、防犯ボランティアなど関係機関、団体と連携を密にし、協力しながら、パトロール活動や情報交換を行うなど、地域が一体となった防犯活動を展開します。</p> <p>④非行防止・犯罪防止活動の啓発を図るとともに、防犯教育の実施など、防犯に対する意識の向上に努めます。</p> <p>⑤防犯協会の協力のもと、青色回転灯装着車導入の促進を図るとともに、地域の防犯パトロール活動を支援するなど犯罪のない安全なまちづくりを推進します。</p> <p>⑥夜間における犯罪防止を図るため、自治会等への防犯灯設置を促進します。</p>	<p>・防犯への知識を広め、パトロールに参加するなど、地域ぐるみの防犯活動に取り組みしましょう。</p> <p>・子ども110番の家や防犯連絡所を設置するなど、防犯活動に協力しましょう。</p> <p>・高齢者や子どもを犯罪から守るため、見守り活動を行いましょう。</p>		<p>・青色回転灯装着車両数</p> <p>・青色回転灯装着車両によるパトロール件数</p>
		<p>④本市の平成25年の交通事故の発生件数は373件で、死傷者は479人です(交通統計)。これらの原因は、交通マナー等のモラル(道徳、倫理)の低下による大きな原因として捉えられています。また、高齢者の交通事故の増加が全国的にも大きな問題となっており、本市においても、交通事故者数に占める高齢者の割合が高くなっています。</p> <p>⑤交通事故を減らすためには交通安全思想の普及徹底が不可欠であり、運転者や歩行者等の交通マナーの向上など、交通安全対策を強力に推進することが必要です。特に児童生徒への交通安全教育の推進、高齢者の交通事故防止対策の強化を図ることが重要です。また、重大事故が多発している危険箇所の点検や改良など、道路管理者等と協議しながら、交通安全施設の整備充実を図ることが必要です。</p> <p>⑥防犯及び交通安全対策については、行政だけでなく防犯協会、交通安全協会、交通安全母の会等住民組織により多くの地域住民が参加し、地域ぐるみによる取り組みが必要です。</p>	5-8-2	交通安全対策の推進	<p>①交通事故等危険箇所の把握に努め、信号・交通標識や横断歩道、カーブミラー等の安全施設の設置や道路整備を推進します。</p> <p>②警察署、交通安全協会等、関係機関・団体と協力し、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教室を通じて、交通安全意識の高揚を図ります。</p> <p>③交通安全協会、交通安全協会分会や交通安全母の会など、交通安全推進団体との連携強化に努め、交通安全対策を促進します。</p> <p>④交通安全を繰り返し呼びかけることにより、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。</p>	<p>・交通ルールを守り、交通安全に心がけましょう。</p> <p>・交通安全教室、交通安全母の会への活動など、交通安全への取組に参加しましょう。</p> <p>・交通事故ゼロの運動を地域ぐるみで展開しましょう。</p>	2-2-3 安心・安全・快適な道路環境づくり	交通安全教育の開催回数(カ所)

将来像を実現するためのまちづくりの目標

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

①施策No.	②施策	③現状と課題	④単位No.	⑤次期 単 位 施 策	⑥次期基本計画単 位 施 策 (施 策 の 展 開)	⑦市民の参画	⑧関連施策	⑨指標項目
		<p>⑦社会の急激な変化は、生活環境やライフスタイルを大きく変容させ、これに伴って、市民が直面する問題も多種多様となっています。日々に暮らしの中で発生する問題に対し、各種関係機関・団体などと連携しながら、的確な相談ニーズの把握と適切な助言に努め、市民が安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。</p>	5-8-3	市民相談体制の充実	<p>①日常のさまざまな問題解決の糸口として、法律相談、行政相談等の市民相談を行います。 ②消費生活センターにおいては、消費生活をめぐるさまざまなトラブルから消費者を保護するため、適切な助言により問題解決に向けた相談体制の充実を目指します。 ③消費者被害未然防止に向けた講座・講演会などによる啓発活動や学校、地域、家庭等における消費者教育の推進を目指します。</p>	<p>・消費者被害未然防止のため、地域での消費者講座の開催や注意喚起、また、高齢者が被害に遭わないよう家族や近隣住民が連携し、地域ぐるみで日頃から様子を見守りましょう。</p>		消費者講座の参加者数